

# 第14次業種別審査事典 フォローアップレポート

業界分析資料の読み方③

## 「毎月勤労統計調査」

賃金・労働時間・雇用の動きから業界の景気動向を知る

経済アナリスト 増井麻里子

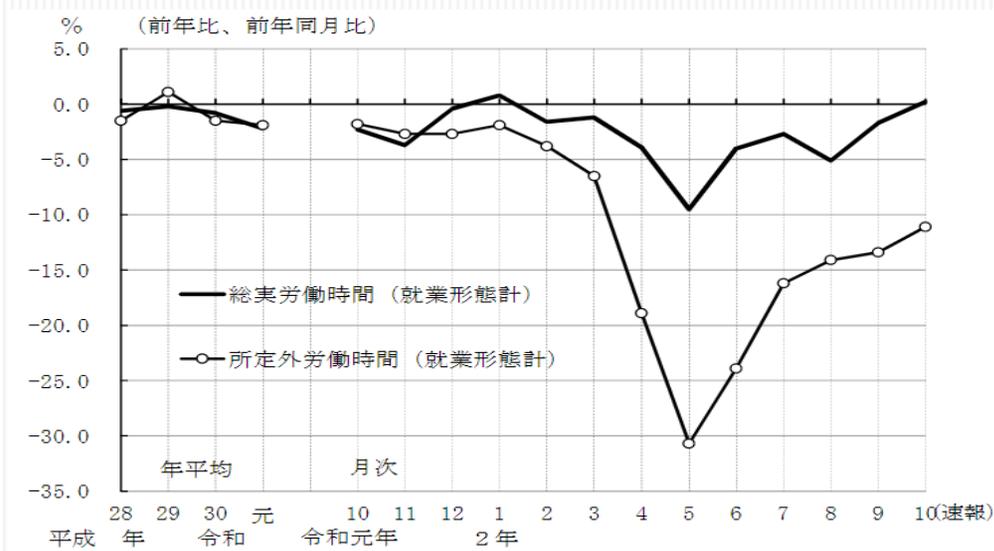
### 1. 10月の現金給与総額は7カ月連続で減少

毎月勤労統計調査の2020年10月分結果速報が公表された。「現金給与総額」は270,095円(前年同月比 $\Delta 0.8\%$ )で、7カ月連続の減少となった。「現金給与総額」とは賃金、給与、手当、賞与などの名称を問わず、労働の対償として通貨で支払われるもので、所得税、社会保険料などを差し引く前の金額を指す。

名目賃金に相当する「現金給与総額」は、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」に分けられる。賞与や一時金に当たる后者は、5,508円( $\Delta 7.2\%$ )であった。前者は、基本給に当たる「所定内給与」と、時間外手当に当たる「所定外給与」に分かれ、それぞれ246,838円(+0.3%)、17,749円( $\Delta 11.7\%$ )であった(用語の定義については<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1j.html>を参照)。

また毎月勤労統計は、賃金だけでなく労働時間と雇用も調査対象とする。労働時間については、総実労働時間は140.9時間(+0.2%)であったが、注目すべきは、うち所定外労働時間が9.6時間( $\Delta 11.1\%$ )と大幅に減少していることである。これが「所定外給与」の悪化につながっている。雇用については、常用雇用指数(2015年平均=100)が109.4(+0.6%)と堅調さを示している。10月分速報の「月間実労働時間及び出勤日数」を見ると、サービス業の「所定外労働時間」が大幅に減少しており、新型コロナウイルスの感染拡大により、苦境に立たされていることがわかる。

図表1 労働時間の動き(2016年～2020年10月)



出所：厚生労働省

図表2 月間実労働時間及び出勤日数 (2020年10月)

産 業	総実労働時間						出 勤 日 数	
	前年比		前年比		前年比		日	前年差
	時間	%	時間	%	時間	%		
就業形態計	時間	%	時間	%	時間	%	日	日
調査産業計	140.9	0.2	131.3	1.2	9.6	△11.1	18.5	0.3
鉱業、採石業等	176.7	4.5	160.3	3.9	16.4	10.1	21.3	0.2
建設業	173.2	0.7	159.1	1.6	14.1	△8.5	21.3	0.4
製造業	159.8	△0.9	147.4	0.7	12.4	△16.8	19.5	0.1
電気・ガス業	167.1	3.3	150.3	4.6	16.8	△7.6	20.0	0.8
情報通信業	166.0	5.5	150.0	6.0	16.0	0.7	19.7	0.9
運輸業、郵便業	166.7	△1.1	144.6	△0.4	22.1	△5.6	19.7	0.0
卸売業、小売業	132.5	0.4	125.8	1.4	6.7	△14	18.3	0.3
金融業、保険業	154.5	4.8	141.8	4.6	12.7	7.7	19.4	0.8
不動産・物品賃貸業	149.5	1.3	139.0	2.1	10.5	△6.2	19.1	0.4
学術研究等	157.8	0.9	144.6	1.9	13.2	△8.3	19.4	0.5
飲食サービス業等	87.7	△7.4	83.4	△6.4	4.3	△24.6	14.2	△0.5
生活関連サービス等	116.3	△5.3	111.6	△4.2	4.7	△25.4	16.5	△0.5
教育、学習支援業	136.9	5.1	125.8	4.8	11.1	7.8	17.9	0.6
医療、福祉	134.9	1.4	130.4	2.2	4.5	△15.1	18.3	0.4
複合サービス事業	156.3	3.7	147.9	3.9	8.4	0.0	19.8	0.6
その他のサービス業	142.1	0.8	132.4	1.7	9.7	△10.2	18.7	0.3

注：速報ベース

出所：厚生労働省データより筆者作成

## 2. 統計のポイント

毎月勤労統計は、厚生労働省が毎月上旬に速報、下旬に確報を公表する。対象月は前々月。調査は従業者5人以上の事務を対象とする。標本は、500人以上の事業所は全部を対象とする。30～499人の事業所は年1回、5～29人の事業所は6カ月に1回、3分の1ずつ入れ替える。

2015年までは、従業員30～499人の全ての事業所を2～3年ごとに入れ替えていた。2018年から部分入れ替えに変更されたが、その変更がアベノミクスで賃金が上がっているようにみせるための工作ではないかという疑念へつなげた。調査対象となる事業所は時間が経つと、倒産した企業などが抜け落ちるが、残った企業は一定の競争力があり、平均賃金が上昇する傾向があるからである。この問題が指摘されており、総入れ替えに戻すべきとの意見がある。時系列分析では、標本の変更により実数に断層が生じることになるため、指数を見るほうが適切である。継続標本の賃金変化率データとしては「【参考資料】 共通事業所による前年同月比」が公表されている ([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000576510.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000576510.pdf))。

毎月勤労統計は、景気動向を見るのに役立つ。実際、「所定外労働時間指数」は景気動向指数の一致系列に、「常用雇用指数」は遅行系列に採用されている。企業は、仕事量の変化に対してまず残業時間の増減で対応する。したがって、賃金においては最初に「所定外給与」が変動する。次に変動するのは「特別に支払われた給与」で、多くの企業で賞与が支給される6～7月および12月が注目月となる。最後に変動するのが「所定内給与」で、ベースアップの4月及び10月が注目月となる。



---

## 4. 今後の動向

政府が今年度第3次補正予算案と2020年度当初予算の15ヵ月分を併せて、国と地方で40兆円を財政支出する方向で最終調整に入った。貸出などを含めた事業規模は約73.6兆円で、内訳は①新型コロナウイルス感染症の拡大防止策(6兆円)、②ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現(51.7兆円)、③防災・減災・国土強靱化の推進(5.9兆円)である。ワクチン浸透を見越しているのかもしれないが、現状はサービス業に対して刺激策を打ちにくい状況であり、給付で対応すべき緊急事態ではないだろうか。

景気的一致指標である「所定外労働時間指数」の全体的な低下はコロナ以前からの傾向であり、それに伴い実質賃金も低迷している。政府による働き方改革が影響しているとみられる。2015年平均=100として、足元の「所定外労働時間」は87.3、実質賃金「現金給与総額」は83.7だが、うち「きまって支給する給与」は99.2である。

生産性が向上しない限り、時間当たりの賃金も上がらないため、一人当たりの賃金総額は上がらず消費につながらない。生産性向上への構造改革は必要だが、景気後退時に実施するのは危険である。今は治療よりも処置が必要な局面だろう。新型コロナウイルス感染拡大が止まらず、今後も企業による残業抑制の傾向は強まると見られる。そして遅行指標である「常用雇用指数」が悪化する段階に突入する可能性が高い。